

「令和5～6年度宇美町都市計画マスタープラン改訂および都市計画基礎調査業務委託」 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項に定める公募型プロポーザルは、宇美町都市計画マスタープラン改訂および都市計画基礎調査業務の委託にあたり、本町の都市計画における現況及び課題を的確に把握し、優れた提案力及び業務実施能力をもって効率的・効果的な計画策定支援を実施するのに最も適格と判断される者を業務受託候補者として選定することを目的に実施するものである。

2 業務概要

1)業務委託名称

令和5～6年度宇美町都市計画マスタープラン改訂および都市計画基礎調査業務委託

2)業務内容等

①業務の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市の将来像や今後の都市づくりの目標を明らかにした都市計画に関する基本的な方針である。現在の宇美町都市計画マスタープランは2015年度に策定され、2035年度を目標年次としている。策定から現在までの間に、法制度の改正や福岡県都市計画区域マスタープランの改訂、第7次宇美町総合計画の策定に加え、コロナ禍やデジタルトランスフォーメーションの推進等による社会情勢の大きな変化に伴い、本町の都市計画を取り巻く状況は大きく変化してきた。これらの変化に対応するため、概ね20年後の都市構造を展望しつつ、今後10年間の都市づくりの方針や地域別の土地利用方針を記載した、新しい都市計画マスタープランを策定することとした。

本業務は、本町の特性や都市計画における課題を専門的かつ客観的に分析し、将来の都市づくりに関する提案を行うことで、宇美町都市計画マスタープランの策定およびその基礎情報となる都市計画基礎調査を支援することを目的とするものである。なお、策定にあたっては、同時期に実施を予定している宇美町用途指定区域外土地利用方針検討業務やその他関連計画の策定業務との連携を図るものとする。

②業務の対象区域

宇美町全域を対象区域とする。

③業務内容

別紙 仕様書のとおり

④成果品

別紙 仕様書のとおり

3)業務期間

契約締結の日から令和7年3月27日(木)まで。ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の提出期限は、契約後に協議し決定する。

4) 提案上限額

令和5年度～令和6年度の2ヶ年で25,845,600円(消費税及び地方消費税を含む)。

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 宇美町指名停止等措置要綱(平成元年宇美町要綱第7号)の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- 宇美町暴力団排除条例(平成22年宇美町条例第5号)第2条第1号又は第2号の規定に該当する者でないこと。
- 宇美町入札参加資格名簿に登録されている者であること。
- 2013年以降に市町村都市計画マスタープランの策定・改定に関する業務の実績があること。

4 失格事項

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、その者を失格とする。

- 提出された見積額が、提案上限額を超過している場合。
- 提出方法及び提出期限を守らない場合。
- 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- 談合、その他の不正行為があった場合。
- 参加意思表明書を提出してから受託候補者を選定するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合。

5 実施スケジュール(スケジュールは、応募状況や選考経過等により変更となる可能性がある。)

プロポーザル実施の公示	令和5年5月29日(月)
質疑受付締切り	令和5年6月12日(月)
質疑回答	令和5年6月15日(木)(※)
参加意思表明書の受付締切り	令和5年6月12日(月)
提案書の受付締切り	令和5年6月21日(水)
書類審査(一次審査)	令和5年6月23日(金)～6月28日(水)
一次審査結果通知	令和5年6月30日(金)
プレゼンテーション審査(二次審査)	令和5年7月7日(金)
二次審査結果通知	令和5年7月11日(火)
契約締結予定	令和5年7月18日(火)

※参加意思表明書の提出後、質疑回答の内容等により本審査の参加を辞退する場合は辞退届(様式任意)を都市整備課へ提出すること。

6 質疑

本業務について質疑がある場合は、以下により提出するものとする。

1) 提出書類

質問書(様式1) 1部

2) 受付期間

公示の日～令和5年6月12日(月)午後5時必着

3) 提出方法

電子メールによる。件名は「都市計画マスタープランプロポーザルについての質疑(会社名)」とし、メール送付の旨を電話で連絡するものとする。

4) 回答の方法

令和5年6月15日(木) 質疑・回答を一覧表にし、参加意思表明書提出者全員へメール送信

7 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加を表明するものとする。

1) 提出書類

1. 参加意思表明書(様式2) 1部

2. 商業・法人登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のものに限る。写し可) 1部

2) 受付期間

公示の日～令和5年6月12日(月)午後5時必着

3) 提出方法

持参または、配送による。なお、配送により提出する場合、送付の旨を電話で連絡するものとする。

8 提案書

1) 提出書類

①提案書 1部

代表印を押印すること。また、作成にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ 提案書のサイズはA4版またはA3版とすること。A4版の場合のみ、両面刷りも可とする。
- ・ 様式は任意とし、出力形式は白黒・カラーを問わない。
- ・ 提案書の枚数は、A4版の場合には12枚以下(両面刷りの場合6枚以下)、A3版の場合には6枚以下とする。ただし、表紙は枚数に含まない。

②会社概要を示す書類 1部

会社概要書(様式3)資本金、事業所、職員数等の会社の概要がわかるパンフレット等

③提案見積書(任意様式) 1部

うち1部を正本とし、代表印を押印すること。

④誓約書(様式4) 1部

⑤業務実施体制調書(様式5-1) および配置予定者(管理責任者・担当者)調書(様式5-2)

各1部(様式5-2については担当者の人数分提出のこと。)

⑥上記①～③、⑤と同内容の電子データ(フォーマットは原則PDFとする。)を保存したCD-R 1枚

2) 受付期間

6月13日(火)～6月21日(水)午後5時必着

3) 提出方法

持参又は配送による。なお、配送により提出する場合、送付の旨を電話で連絡するものとする。

4) 提案書の記載事項

提案書については、次に定める項目について記載すること。

① 本町のまちづくりについての基本的な認識

本町の特性やまちづくりにおける課題などについての認識を記載。

② 業務実施方針

本業務を実施するにあたっての取り組み方法を具体的に記載。

③ 業務工程

本業務に関する具体的な工程を記載。

なお、本町が想定する策定スケジュールの概略は概ね以下のとおりである。

時期	内容
令和5年7月～令和5年10月	現況整理、関連計画整理
令和5年11月～令和6年3月	全体構想策定、地域別意見聴取会①
令和6年4月～令和7年3月	地域別意見聴取会②、地域別構想策定 都市計画マスタープラン策定完了
令和7年4月	都市計画マスタープラン公表

④ その他独自の提案等

本町の特性や社会情勢の変化を踏まえたマスタープランのあり方に関する提案や、業務を遂行する上でのアピールポイント、その他独自の提案について記載。ただし、提案内容については別紙仕様書の業務内容と併せ別途提出の見積金額内で実施できるものに限る。

⑤ 業務実施体制

配置人員、担当者の保有資格及び業務経歴等について記載。

⑥ 業務実績

市町村都市計画マスタープランの策定・改定に関する業務の実績(概ね2013年度以降に完了のもの)について記載。なお、コンペ・プロポーザルによる選定実績、次に福岡県内の実績を優先的に評価するため、選定の種別(コンペ、プロポーザル、競争入札等)や発注者名(自治体名)を記載すること。

5) 参加辞退

参加意思表明書を提出後にプロポーザルへの参加を辞退しようとする者は、辞退届(様式任意)を都市整備課へ提出すること。提出はFAX又は電子メールにより、送付の旨を電話で連絡するものとする。

9 審査・選定

審査及び選定は、書類審査(一次審査)及びプレゼンテーション審査(二次審査)の二段階で行うものとし、町職員等7名(以下「評価選定委員」という。)により行う。

1) 一次審査(書類審査)

提出された提案書及びその他提出書類について審査を行う。

① 評価基準

一次審査における評価基準は以下のとおりとする。

No.	審査項目	評価視点	配点
1	本町のまちづくりについての基本的な認識	本町の状況や特性、まちづくりにおける課題について十分に把握することができるか。	40
2	業務実施方針	業務を実施するにあたっての考え方や取り組み方法が具体的に示されているか。	
		方針が合理的、効果的と認められるか。	
3	業務工程	業務を遂行するための具体的かつ現実的な工程が提案されているか。	
4	その他独自の提案	提案に積極性があり、効果が期待できるか。	
5	業務実施体制	十分な人員及び町との密な連絡体制が確保され、業務遂行のための組織体制が整っているか。	15
		担当者の保有資格や業務経歴から、高い業務遂行能力が期待できるか。	
6	業務実績	市町村都市計画マスタープランの策定・改定に関する業務の実績があるか。コンペ・プロポーザルによる選定、次に福岡県内の実績を優先的に評価する。	15
7	提案書の出来栄	提案書の内容が見やすく、わかりやすくまとめられているか。	
8	経費見積額	見積額について、額が最も低い者を最高点として相対的に評価する。	
一次審査合計			70

② 二次審査対象者の選定

- 得点は、各評価選定委員の総点数の平均の算出ではなく、各設問項目の評価集計を行い最上位点と最下位点は控除してその他の平均点を算出し、その合計点とする。
- 一次審査の得点が高い者から順に4者を選定し、二次審査(プレゼンテーション審査)の対象とする。4位となる者が2人以上あるときは、4位以上の者全てを二次審査の対象とする。
- 上位の事業者が辞退または失格になった場合は、次点の者を二次審査の対象に加える。
- 参加者が4者に満たない場合は、参加者全員を二次審査の対象とする。
- 一次審査で獲得できる最大の点数の6割を一次審査の基準点とし、一次審査の得点が基準点に満たない者は、上記の内容にかかわらず二次審査の対象としないこととする。参加者のうち基準点を満たす者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

③ 結果通知

一次審査実施後、全員に審査結果を通知する。

通知予定日:6月30日(金) 方法:電子メール及び文書にて通知

2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

提案書をもとに、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

① プレゼンテーションの実施方法

- 1者の持ち時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内の計35分以内とする。
- プレゼンテーションは提案書に基づいて実施するものとし、追加の資料を配布することはできない。ただし、説明者がパネル等を用いて説明することは可能とする。
- パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター及びスクリーンは当町で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。
- 会場に入室できる人数は3名までとし、受託後に本業務を担当する予定の者が説明及び質疑応答を行うものとする。

① 予定日時・会場

日時:7月7日(金) 9:30～

会場:宇美町役場 本館多目的ホール

② 評価基準

二次審査における評価基準は以下のとおり。

No.	審査項目	評価視点	配点
1	プレゼンテーション及び質疑応答	本業務に対する熱意や積極性が感じられるか。	30
2		プレゼンテーションの内容が分かりやすく、説得力があるか。	
3		質疑に対して適切に回答できるか。	
二次審査合計			30

③ 受託候補者の選定

- 二次審査の得点は、各評価選定委員の総点数の平均の算出ではなく、各設問項目の評価集計を行い最上位点と最下位点は控除してその他の平均点を算出し、その合計点とする。
- 一次審査の合計得点に二次審査の合計得点を加えたものを総合得点とし、総合得点が最も高い者を受託候補者(以下「候補者」という)として選定する。
- 総合得点と同数の者が複数あり、点数によって候補者を選定できない場合は、審査員の合議により候補者を選定する。
- 二次審査で獲得できる最大の点数の6割を二次審査の基準点とし、二次審査の得点が基準点に満たない者は、上記の内容にかかわらず候補者とししないこととする。参加者のうち基準点を満たす者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

④ 結果通知

審査の実施後、二次審査の対象者全員に対し、審査結果を通知する。

通知予定日:7月11日(火) 方法:電子メール及び文書にて通知

10 契約

- 候補者の選定後、提案内容に基づき業務仕様について町と協議のうえ決定し、契約を締結する。提案内容の一部を変更して仕様を決定する場合は、必要に応じて再度見積書を徴する。
- 候補者との協議が不調に終わった場合、又は失格事項に該当することとなった場合は、次順位者を候補者とする場合がある。
- 業務により作成された成果品に関するすべての権利は宇美町に帰属する。
- 契約にあたっては、宇美町契約規則第26条の規定により契約保証金の納入を要する。

11 その他

- 提案書の作成等応募に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、宇美町は必要な範囲において、提案書の内容を応募者の承諾なしに無償で使用できるものとする。
- 提出された提案書は返却しない。

【問い合わせ先・書類提出先】

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号
宇美町役場 都市整備課 公園・都市計画係（担当：飯野）
電 話：(092)934-3006
F A X：(092)933-7512
E-mail：toshiseibi@town.umi.lg.jp